

## 登別市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）に係る罹災証明書及び被災確認証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物
- (2) 非住家 住家以外の建築物

(証明書の種類)

第3条 証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書 災害により住家及び市長が適当と認めたものに被害が生じた場合において、災害対策基本法第90条の2第1項の規定に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって認定した被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災確認証明書 災害により住家及び非住家並びにそれらに附帯する工作物及び市長が適当と認めたものに被害が生じた場合において、被害を受けた事実について、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

(交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災（被災確認）証明申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被害状況が確認できる写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、申請時に本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、その他官公署が発行した免許証・許可証又は資格証明書等をいう。）の提示その他市長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。

3 第1項に規定する申請の期限は、罹災証明書については災害による被害を受けた日から起算して3か月以内、被災確認証明書については災害による被害を受けた日から起算して1年以内とする。ただし、期限を経過した後であっても、提出書類により災害による被害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める証明書を申請者に対して、速やかに交付するものとする。

(1) 申請者が被害程度の認定を希望した場合 内閣府（防災担当）発行『災害に係る住家被害認定業務（実施体制の手引き）』に基づき必要に応じて現地調査を実施し、罹災証明書（別記様式第2号）を交付する。

(2) 申請者が被害程度の認定を希望しない場合又は住家以外の申請の場合 添付書類により内容を審査し、被災確認証明書（別記様式第3号）を交付する。

2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があったときは、前条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して証明書を交付するものとする。

（手数料）

第6条 証明書の交付に係る手数料は、登別市手数料条例（平成12年条例第3号）第5条第2項の規定により免除するものとする。

（被害認定再調査）

第7条 第5条第1項第1号の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、被害認定再調査申請書（別記様式第4号）に当該罹災証明書を添えて、市長に対して再調査を申請することができる。

（代理人）

第8条 第4条及び前条に規定する手続きは、罹災者の代理人が行うことができる。この場合において、次に掲げる者が代理人となるときは、委任状の提出を要しない。

(1) 罹災者が個人の場合にあつては、同居の親族又は同居人

(2) 罹災者が法人の場合にあつては、当該法人の従業員

(3) その他市長が適当と認めた者

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。